

【児童福祉制度の概要】

1 児童の福祉

事業名・内容・負担割合	対 象 者	申請先及び必要とするもの
<p>○児童手当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手当の支給 0歳～3歳未満 月額 15,000円 3歳以上小学校修了まで 第一子及び第二子 月額 10,000円 第三子以降 月額 15,000円 中学生 月額 10,000円 所得制限以上の者（特例給付） 月額 5,000円 所得上限以上の者 非該当 ・負担率 所得制限未満受給者（児童手当） 0歳～3歳未満 被用者（社会保険加入者） 国 37/45 県 4/45 市 4/45 非被用者（その他） 国 4/6 県 1/6 市 1/6 3歳以上中学校修了まで 国 4/6 県 1/6 市 1/6 所得制限以上受給者（特例給付） 0歳～中学校修了まで（一律） 国 4/6 県 1/6 市 1/6 	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校修了前の児童 	<ul style="list-style-type: none"> ・こども家庭課 ・各支所住民福祉課 ・請求者本人の健康保険証の写し ・請求者名義の預金口座がわかるもの ・請求者及び配偶者の個人番号カード又は個人番号の記載された住民票等 ・その他
<p>○保育施設への入所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者の就労・病気その他の事由で保育を必要とする乳幼児の保育 ・保護者の課税状況に応じた利用者負担がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の就労等の事由により保育を必要とする乳幼児 	<ul style="list-style-type: none"> ・こども保育課 ・各支所住民福祉課 ・各保育施設 ・保護者の在職証明書等 ・印鑑 ・課税証明書 [本年(又は昨年)の1月1日に保護者が会津若松市に住民登録がなかった場合]
<p>○児童館・こどもクラブへの通所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放課後、児童に適切な遊び、及び生活の場を与え、健全な育成を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者が就労等により日中不在となる家庭の小学1年生～6年生の児童 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童館 ・各こどもクラブ ・児童の健康保険証 ・通帳印 ・保護者名義の預金通帳 ・保護者の在職証明書等
<p>○子ども医療費助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険診療にかかる医療費の一部負担金及び入院時食事療養標準負担額を助成する。 ・負担割合 0歳児～小学校就学前 県1/2、市1/2 小学校1年生～小学校3年生 市10/10 小学校4年生～18歳まで 県10/10 	<ul style="list-style-type: none"> ・0歳から18歳に達した以後における最初の3月31日までの児童。ただし、生活保護を受けている場合は該当しない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・こども家庭課 ・各支所住民福祉課 ・子どもの健康保険証 ・被保険者名義の預金口座がわかるもの <p>※市の国民健康保険に加入している人は申請手続は不要</p>

○母子生活支援施設への入所 ・母子の自立を支援する ・負担割合 国1/2・県1/4・市1/4	・配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情のある女子で、その監護すべき児童の福祉に欠ける母子	・こども家庭課
--	---	---------

2 ひとり親家庭の福祉

事業名・内容・負担割合	対 象 者	申請先及び必要とするもの
○母子・父子・寡婦福祉資金貸付 ・事業開始・事業継続・修学・技能習得・修業・就職支度・医療介護・生活・住宅・転宅・就学支度・結婚資金の貸付 ・貸付限度額は資金の種類により異なる ・無利子 ・負担割合 国2/3・県1/3	(母子・父子) ・ひとり親家庭・父母のいない児童等及び母子・父子福祉団体 (寡婦) ・寡婦（配偶者のない女子であって、かつて母子家庭の母であった人） ・40歳以上の配偶者のない女子	・こども家庭課 ・印鑑 ・戸籍謄本、住民票 ・その他
○児童扶養手当 ・手当の支給（※R5.4.1現在） 全額支給 児童1人目 月額 44,140円 2人目 10,420円増 3人目以降1人につき、6,250円増 一部支給 児童1人目月額 44,130円～10,410円 2人目 10,410円～5,210円増 3人目以降1人につき 6,240円～3,130円増 ・負担割合 国1/3・市2/3	・18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童及び心身に一定の障がいのある20歳未満の児童で父又は母と生計を同じくしていないか、もしくは父又は母が一定の障がいにある場合の監護養育する父又は母、もしくは養育者 ・本人又は扶養義務者の所得が一定の額を超えないこと	・こども家庭課 ・各支所住民福祉課 ・戸籍謄本 ・請求者名義の預金口座がわかるもの ・その他
○ひとり親家庭医療費助成 ・医療費の助成 1ヶ月に支払った自己負担額の世帯合算額を助成 ・負担割合 県1/2、市1/2	・ひとり親家庭の親と児童。児童が18歳に達した日以後最初の3月31日まで。なお、生活保護を受けている人は該当しない。 ・本人又は扶養義務者の所得が一定の額を超えないこと	・こども家庭課 ・各支所住民福祉課 ・健康保険証 ・ひとり親世帯であることを明らかにする書類 ・請求者名義の預金口座がわかるもの
<p>※平成24年10月診療分から子ども医療費助成制度の対象が、児童が18歳に達した日以後最初の3月31日まで拡大されたことに伴い、児童については、子ども医療費助成制度を優先して適用。 ※平成29年10月よりひとり親家庭医療費の窓口無料化を実施。</p>		

<p>◆ひとり親家庭自立支援事業 (旧：母子家庭等自立支援給付金事業)</p> <p>○高等職業訓練促進給付金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・看護師、介護福祉士、保育士等の資格取得を目指し養成機関で1年以上（6カ月以上でも対象になる場合あり）のカリキュラムを修業する父又は母に4年間を上限に月額で市民税課税世帯70,500円、非課税世帯100,000円を支給（最終年限は40,000円/月を増額） ・負担割合 国3/4、市1/4 <p>○自立支援教育訓練給付金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就業に結びつく指定教育訓練講座を受講する父又は母に受講費用の60%を支給 ・負担割合 国3/4、市1/4 <p>○高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高等学校卒業程度認定試験合格のため、講座を受講する父又は母、児童に対して講座受講開始時に費用の30%、修了時に受講費用の40%、高等学校卒業程度認定試験合格時に受講費用の20%を支給（上限15万円） ・負担割合 国3/4、市1/4 	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親の母又は父で、児童扶養手当を受給している等の要件を満たす方 ・趣旨を同じくする給付を受けていないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・こども家庭課 ・戸籍謄本 ・申請者名義の預金通帳 ・その他
--	---	---

3 その他の福祉

事業名・内容・負担割合	対象者	申請先及び必要とするもの
<p>○就学遺児激励金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・激励金の支給 遺児一人につき 30,000円 ・負担割合 市単独事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・本市に住所を有し、小・中学校に在学する就学遺児。（小・中学校各1回支給） 	<ul style="list-style-type: none"> ・こども家庭課 ・各支所住民福祉課 ・申請書 ・戸籍謄本等